

您好 神奈川

日本神奈川县

かながわ
こんにちは神奈川

2011年 春季刊 第3号 (第19期)

こんにちは神奈川

検索

かながわ かながわけん ていきょう がいこくせきけんみん む せいかつじょうほうし
- 「こんにちは神奈川」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙です -
- “您好神奈川” 是神奈川県面向外籍县民提供的生活信息刊物 -

こくさいげんごぶんか 国際言語文化アカデミアがオープンしました 国际语言文化学院开学

かながわけん たぶんかきょうせいしゃかい じつげん めざ ねん がつ こくさい
神奈川県では、多文化共生社会の実現を目指し、2011年1月、国際
言語文化アカデミアを開所しました。

こくさいげんごぶんか がいこくせきけんみん たいしやう にほんごきょうしつ
国際言語文化アカデミアは、外国籍県民を対象にした日本語教室
や、日本語ボランティア実践者など外国籍県民の支援活動を行う方
を対象にした日本語教授法などの講座を実施することにより、外国籍
県民が暮らしやすい環境づくりを進めます。また、県民の皆様を対象に、
言語や文化に関する講座を通じて共生意識を啓発し、多文化共生社会
づくりの実践者として活躍できる人材の育成を目指します。

みなさまの講座へのご参加を、心よりお待ちしております。

【日本語での問い合わせ】

げんりつこくさいげんごぶんか かんり きかくか
県立国際言語文化アカデミア管理企画課 TEL: 045-896-1091

神奈川県为了实现多文化共生的社会，从2011年1月开始
始兴办国际语言文化学院。

国际语言文化学院通过以外籍县民为对象的日语教室与以
日语志愿实践者等从事外籍县民支援活动者为对象的日语教授
法等讲座，推进外籍县民安居乐业的环境建设。另外，还以广
大县民为对象，通过语言与文化的讲座，培养共生意识，培养
作为多文化共生社会建设实践者的活跃人材。

欢迎大家前来参加讲座学习。

【日语问讯处】

县立国际语言文化学院管理企画課
TEL: 045-896-1091

じどうしゃぜい し 自動車税についてのお知らせ 关于汽车税的通知

じどうしゃぜい、じどうしゃ も かた たい けん ぜいきん
自動車税は、自動車をお持ちの方に対する県の税金です。

●納める方法・時期

がつついたちげんぜい じどうしゃ も かた おく のうせいつう
4月1日現在で自動車をお持ちの方は、5月に送られてくる納税通
知書により、5月31日までに納税通知書に記載の金融機関やコンビ
ニエンスストアなどで納めます。

●納める額

じどうしゃ しゆるい ようと はいきりょう ねんぶん ぜいがく
自動車の種類、用途、排気量などにより、それぞれ1年分の税額が
決められています。

●名義変更

じどうしゃ う めいぎへんこう てつづ
自動車を売ったときなどは、名義変更をしましょう。この手続きを
しないと、引き続き納税通知書が送られますので、ご注意ください。

【日本語での問い合わせ】

じどうしゃぜい
自動車税コールセンター TEL: 045-973-7110
けんじどうしゃぜいあんりじむしょ
県自動車税管理事務所 TEL: 045-716-2111
けんかぜいか
県課税課 TEL: 045-210-2322

(※ 納税相談は、住所地を所管する県税事務所へ)

汽车税是指持有汽车者负担的县里的税金。

●缴纳方法、时期

4月1日时持有汽车者，应根据5月寄送来的纳税通知书，
于5月31日为止到纳税通知书记载的金融机构与便利店等缴
纳。

●缴纳金额

根据汽车种类、用途、排气量等，分别确定1年的税额。

●过户

出卖汽车等时，须办理名义变更手续。如不办手续，将会继
续寄送纳税通知书，请予以注意。

【日语问讯处】

汽车税电话服务中心 电话：045-973-7110
县汽车税管理事務所 电话：045-716-2111
县课税課 电话：045-210-2322
(※ 纳税咨询请到住处所受管辖的县税事务所)

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～16时

高校生の奨学金制度のお知らせ 关于高中生奖学金制度的通知

- **対象者**：原則、県内に在住し、経済的に学資の援助を必要としている生徒を対象に貸付けを行っています。
- **定期募集**：4月（応募者多数の場合は、選考します。）
- **応募要件**：世帯の年間収入が約800万円以下（4人世帯の場合のめやす）
- **貸付月額**：公立 18,000円 又は 20,000円
私立 30,000円 又は 40,000円
（卒業後、返還していただきます。）
- **申込方法**：入学後に高校などを通じて手続きをしてください。

- **対象**：原則上以在县内居住、经济上需要学资援助的学生为对象进行贷放。
- **定期征集**：4月（应征者较多时，将进行选考）
- **应征要件**：家庭年收入约在800万日元以下（4人家庭为标准）
- **贷放月額**：公立 18,000日元或 20,000日元
私立 30,000日元或 40,000日元
（请毕业后予以返还）
- **申请方法**：入学后请通过高中等办理手续。

【日本語での問い合わせ】

県学校経理課 TEL:045-210-8251

【日语问讯处】

县学校财会课 电话：045-210-8251

小学校・中学校の入学案内は届いていますか？ 您收到小学、初中的入学指南了吗？

4月2日現在で満6歳または満12歳に達している児童は、国籍を問わず、希望すれば、4月から公立の小学校または、中学校の新生として入学することができます。

4月2日满6岁或满12岁的儿童,无论国籍,均可根据希望,从4月开始作为新生进入公立小学或初中。

【日本語での問い合わせ】

各市町村教育委員会就学事務担当窓口

または県子ども教育支援課 TEL：045-210-8223

【日语问讯处】

各市町村教育委员会就学事务担当窗口

或县教育局儿童教育支援课 电话：045-210-8223

特別支援学校（盲・聾・養護学校）への就学に必要な経費を補助します 对于就读特别支援学校（盲、聋、养护学校）的学生提供必要的经费补助

特別支援教育就学奨励費は、県内の県立、市立、私立の特別支援学校へ通う幼児、児童又は生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費（学用品購入費、学校給食費、修学旅行費、交通費など）の一部を国と県が補助するものです。在籍する学校の学部や世帯の所得等によって、補助対象となる経費や補助率が異なります。

特別支援教育就学奨励費,是为了减轻在县内县立、市立、私立的特别支援学校就读的幼儿、儿童或学生的监护人等的经济负担,由国家与县里对就学所需经费(学用品购入费、学校供食费、修学旅行费、交通费等)的一部分予以补助。根据就读学校的学部与家庭所得等决定,补助对象经费与补助率有所不同。

【日本語での問い合わせ】

在籍する学校の事務室

または県特別支援教育課 TEL：045-210-8288

【日语问讯处】

就读学校的事务室或县特别支援教育课 电话：045-210-8288

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口。
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～16時

【日语以外の问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～16时

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」について 关于“神奈川县公共设施防止被动吸烟条例”

神奈川県では、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を2010年4月から施行しています。

- 学校、病院、物品販売店など「第1種施設」→禁煙
- 飲食店、宿泊施設、理・美容所など「第2種施設」→禁煙または分煙

第2種施設のうち、小規模な飲食店・宿泊施設などについては、条例の規制が努力義務となります。

第1・2種施設の入口付近には「禁煙」や「分煙」などの表示が義務付けられています。

保護者が一緒でも、喫煙区域や喫煙所へは未成年者の立ち入りはできません。

条例には罰則規定があり、2011年4月からは第2種施設でも適用されます。

神奈川县从2010年4月开始施行“神奈川县公共设施防止被动吸烟条例”。

- 学校、医院、商品销售店铺等“第1种设施”→禁烟
- 餐饮店、住宿设施、理发及美容室等“第2种设施”→禁烟或分烟

第2种设施中的小型餐饮店及住宿设施等，有义务为遵守条例作出努力。

第1、2种设施有义务在入口附近标示“禁烟”与“分烟”等。即使与监护人一起，未成年人也不得进入吸烟区域与吸烟场所。

条例有罚则规定，从2011年4月开始也适用于第2种设施。

【日本語での問い合わせ】

県たばこ対策課 TEL：045-210-5015・5025

【日语问讯处】

县香烟对策课 TEL：045-210-5015・5025

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～16时

外国人の労働相談窓口のご案内 外国人劳动咨询窗口简介

神奈川県では、外国人の方々の賃金や労働条件、労働災害などについて、弁護士や大学教員などの専門相談員と通訳が相談に応じます。※電話か来所でご相談下さい。(土、日、祝日、年末年始を除く)

下記の切り取り線に沿ってはさみで切り、点線部分を折ると、名刺サイズのカードになり、携帯に便利です。

神奈川县通过律师、大学教员等专门咨询员与口译人员，就外国人的工资与劳动条件、工伤等接受咨询。※可电话咨询或直接前来咨询。(星期六、日、节假日、元旦前后休息)

请沿下列剪裁线剪开，按虚线部分折叠，即可成为名片大小的卡片，便于携带。

【日本語での問い合わせ】

県労政福祉課 TEL：045-210-5739

【日语问讯处】

县劳政福利课 TEL：045-210-5739

外国人の皆さん！！

中国語

一人で悩まずに

神奈川県外国籍県民相談窓口へ！！

外国人の方のための相談窓口を多言語で開いています。仕事、すまい、教育、年金などの悩みごとがあれば、何でも気軽に電話してください。

各位外国朋友！！

不要一个人烦恼，

请到神奈川县外籍县民咨询窗口来！！

利用多语种为外国人开设的咨询窗口。

有关工作、居住、教育、年金等感到烦恼时，请随时以电话进行咨询。

外国人劳动咨询窗口简介

●神奈川劳动中心

地址：〒231-8583 横浜市中区寿町1-4 神奈川劳动广场2层

受理语言	咨询日	咨询时间	电话号码
汉语	每周星期五	13:00～16:00	045-662-1103
西班牙语	每周星期三		045-662-1166

●神奈川劳动中心县央支所（厚木）

地址：〒243-0004 厚木市水引1-11-13 县厚木合同厅舍分厅舍2层

受理语言	咨询日	咨询时间	电话号码
西班牙语	每周星期四	13:00～16:00	046-221-7994
葡萄牙语	每周星期一		046-221-7994

●神奈川劳动中心湘南支所（平冢）

地址：〒254-0073 神奈川县平冢市西八幡1-3-1 神奈川县平冢合同厅舍别馆

受理语言	咨询日	咨询时间	电话号码
葡萄牙语	第1、第3星期二	13:00～16:00	0463-22-9343

介護分野の就職相談窓口のご案内

看护工作的就职咨询窗口的介绍

社団法人 横浜市福祉事業経営者会では、神奈川県内の介護関連事業所で働きたい方に就職先を紹介しています。ホームヘルパー2級などの資格をお持ちの方、資格は持っていないが介護の仕事をしたい方の就職相談に、専門家が対応します。また、ホームヘルパー2級養成講座やビジネスマナー研修も行っています。

まずは、電話で予約をしてから、相談に来てください。

- 相談窓口：社団法人 横浜市福祉事業経営者会
- 電話番号：045-846-4649
- 受付日・時間：月～金 9時～17時（土、日、祝日は休み）
- 対応言語：英語、中国語
- 所在地：横浜市港南区上大岡西1-16-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階

（京急・横浜市営地下鉄 上大岡駅から徒歩3分）

【日本語での問い合わせ】

社団法人 横浜市福祉事業経営者会 TEL：045-846-4649
県保健福祉人材課 TEL：045-210-4755

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～16時

社団法人横浜市福祉事業経営者会向希望在神奈川県内の看护工作相关单位就职的人员介绍工作单位。对具备家庭助手2级等资格、或虽不具备资格但希望从事看护工作的各位，由专业人员提供就职商谈。此外，我们还提供家庭助手2级培训讲座及业务礼仪的研修。

首先，请打电话预约后前来咨询。

- 咨询窗口：社団法人 横浜市福祉事業経営者会
- 电话号码：045-846-4649
- 受理日、受理时间：星期一～五 9時～17時（星期六、星期日、节假日休息）
- 对应语言：英语、汉语
- 地址：横浜市港南区上大岡西1-16-1 YUMOOKA 办公大楼10层（从京急、横浜市营地铁 上大冈站步行3分钟）

【日语问讯处】

社団法人 横浜市福祉事業経営者会 电话：045-846-4649
县保健福利人材课 电话：045-210-4755

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9時～16時

次号（夏・秋号）は、2011年7月に発行予定です。

【編集・発行】神奈川県国際課 TEL：045-210-3748

下一期（夏・秋季号）预定于2011年7月发行。

【编辑・发行】神奈川県国際課 电话：045-210-3748

外国籍県民相談窓口のご案内

外籍县民咨询窗口简介

神奈川県では、県内3カ所（横浜・川崎・厚木）で外国籍県民のための相談窓口を開設しています。2011年4月より、横浜の相談窓口は、かながわ県民センターから地球市民かながわプラザ2階情報フォーラムに移転します。相談日、電話番号なども変わりますので、ご注意ください。

下記の切り取り線に沿ってはさみで切り、点線部分を折ると、名刺サイズのカードになり、携帯に便利です。

神奈川県在県内3处（横浜、川崎、厚木）开设面向外籍县民的咨询窗口。横浜の咨询窗口从2011年4月开始，由神奈川県民中心迁移到地球市民神奈川广场2层信息论坛。咨询日、电话号码等均有变更，敬请注意。

请沿下列剪裁线剪开，按虚线部分折叠，即可成为名片大小的卡片，便于携带。

外籍县民咨询窗口简介

受理语言	实施地点	电话号码	咨询日	
英语	横浜	045-896-2895	(一般咨询) 第1、3、4星期二	横浜:地球市民神奈川广场2层信息论坛内(横浜市菜区小菅谷1-2-1) 川崎:川崎县民中心县民之声·咨询室内(川崎市幸区堀川町580 SOLID广场东馆2层) 厚木:县央地区县政综合中心县民之声·咨询室内(厚木市水引2-3-1 厚木合同庁舎本馆1层) ○一般咨询・印度支那难民定居咨询:9时至17时15分(受理至16时为止) ○法律咨询:13时至16时30分(受理至16时为止) ○教育咨询:10时至17时(受理至16时30分为止) 【日语问讯处】 神奈川県国際課 TEL:045-210-3748
			(法律咨询) 第1、3星期二	
汉语	横浜	045-896-2895 045-896-2972	(一般咨询) 星期四、第1、3星期二	
			(法律咨询) 第1、3星期二、第4星期四 (教育咨询) 星期四、星期六	
韩国・朝鲜语	横浜	045-896-2895	(一般咨询) 第4星期四	
			(法律咨询) 第4星期四	
西班牙语	横浜	045-896-2895 045-896-2972	(一般咨询) 星期五、第2星期三	
			(法律咨询) 第2星期三、第4星期五 (教育咨询) 星期五	
	厚木	046-221-5774	(一般咨询) 星期一、第3星期三	
			(法律咨询) 第3星期三	
葡萄牙语	横浜	045-896-2895 045-896-2972	(一般咨询) 星期三、第4星期五	
			(法律咨询) 第2星期三、第4星期五 (教育咨询) 星期三	
他加禄语	横浜	045-896-2972	(教育咨询) 星期二	
			川崎	044-549-0047 (一般咨询) 第2、3、4星期一
泰语	川崎	044-549-0047	(一般咨询) 第1星期一	
日语	横浜	045-896-2970	(教育咨询) 星期二～星期六	
			厚木	046-223-0709 (印度支那难民定居咨询) 星期三